

静岡市指定管理料スライド制度の手引

静岡市（社会共有資産利活用推進課・財政課）

令和7年4月

目次

1 趣旨	2
2 概要	2
3 賃金水準の変動に伴うスライド	3
4 物価水準の変動に伴うスライド	5
5 制度運用スケジュール	6
6 その他の取扱い	7
指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書.....	8

1 趣旨

これまでの指定管理者制度の運用では、指定期間中の賃金水準・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていなかったが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしている。

今後も賃金水準・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金水準・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組みである「指定管理料スライド制度」(以下「スライド制度」という。)を導入する。

2 概要

(1) 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乗じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額（以下「基準額」とする。）を基として、賃金水準及び物価水準の変動を反映するための見直し計算を行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映する。

(2) 対象施設

令和7年度以降、指定期間が開始する全ての指定管理施設を対象とする。

(3) 適用時期

指定管理2年目の指定管理料からスライド制度を適用する。

※指定管理初年度の指定管理料については、募集時の積算に現在の賃金水準や物価水準が反映されているため、適用の対象としない。

(4) 賃金水準・物価水準の変動を算定する指標

①賃金水準

常勤職員の人事費 … 毎年9月頃に静岡市人事委員会が公表する「民間給与実態調査」から算出した年間の給与額
臨時職員の人事費 … 每年8月頃に静岡労働局が公表し、10月頃に発効される静岡県最低賃金

②物価水準

事業費・施設費 … 日本銀行調査統計局が公表する4月の「企業向けサービス価格指数の総平均（除く国際運輸）」

(5) 賃金水準・物価水準の変動のうち指定管理者が負担する範囲

指定期間を通じ、各経費の基準額の±1.5%の範囲は、指定管理者の負担とする。

(6) スライド額の算出方法

「募集時に市が提示した人件費、事業費、施設費（これらの費目に乘じて算出される経費を含む）の積算額に指定管理料上限額に対する請負率を乗じて得た額」（基準額）に、「各指標の変動率」を乗じてそれぞれの増減額を算出し、この増減額から「当該基準額に1.5%を乗じた指定管理者の負担分」を差し引いた額を各経費のスライド額として算出し、次年度の指定管理料へ反映する。（賃金水準・物価水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。）

なお、スライド額が各経費の基準額の±1.5%を超えるまでは指定管理者の負担になるため、次年度の指定管理料に反映するスライド額は0円とし、指定管理料の増減は行わない。

＜イメージ＞



3 賃金水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①常勤職員の人件費

常勤の職員（常勤の職員と同程度の技能を有するものを含む）の人件費として積算した給料、期末勤勉手当及び法定福利費

②臨時職員の人件費

①以外の職員（パートタイム等の臨時職員）の人件費として積算した賃金、期末勤勉手当及び法定福利費

③ 人件費に連動する管理費

①及び②に経費率10.0%を乗じて算出した管理費

(2) 変動率の算出方法

①常勤職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度の静岡市人事委員会による民間給与実態調査の額}} - 1 = \text{変動率}$$

②臨時職員の人件費

$$\frac{\text{前年度の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度の静岡県最低賃金}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

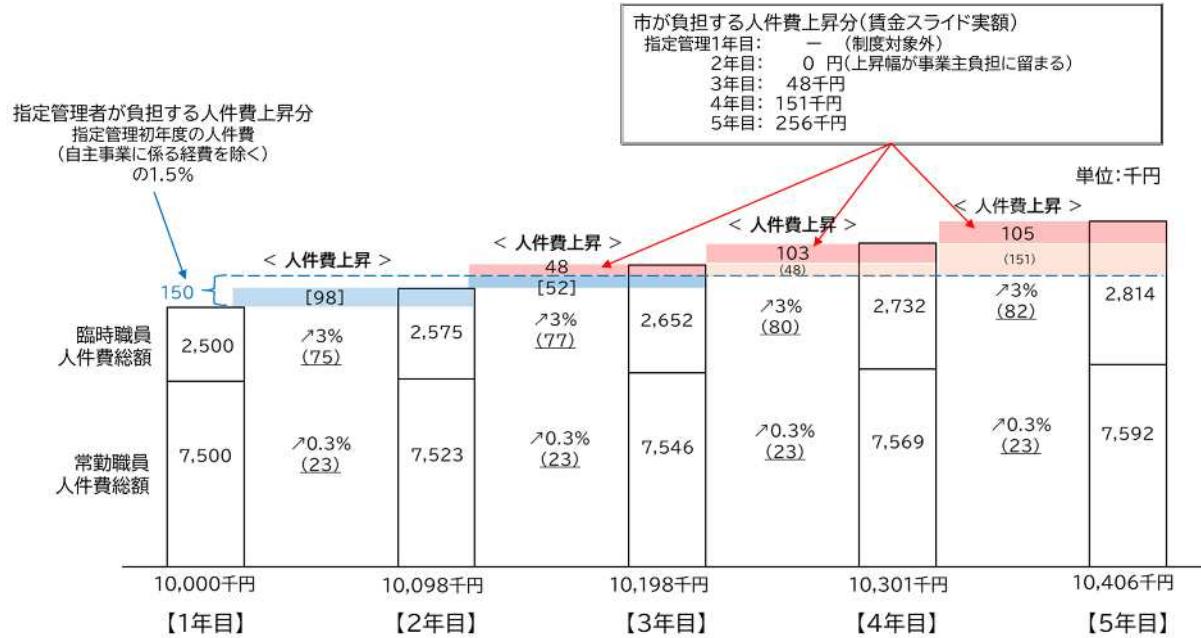
＜人件費のスライド額＞ ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned}
 A \text{ 常勤職員人件費} \\
 \text{増減額} &= a \text{ 常勤職員人件費の} \\
 &\quad \text{積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度 (R7) の民間給与実態調査の額}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の民間給与実態調査の額}} - 1 \right) \\
 B \text{ 臨時職員人件費} \\
 \text{増減額} &= b \text{ 臨時職員人件費の} \\
 &\quad \text{積算額} \times \text{請負率} \times \left(\frac{\text{前年度 (R7) の静岡県最低賃金}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の静岡県最低賃金}} - 1 \right) \\
 \text{人件費の} \\
 \text{スライド額} &= (A \text{ 常勤職員人件費} \\
 &\quad \text{増減額} + B \text{ 臨時職員人件費} \\
 &\quad \text{増減額}) - \text{人件費}(a+b) \text{ の} \\
 &\quad \text{積算額} \times \text{請負率} \times 1.50\%
 \end{aligned}$$

＜人件費に連動する管理費のスライド額＞

$$\text{管理費の} \\
 \text{スライド額} = \text{人件費の} \\
 \text{スライド額} \times 10.0\%$$

＜制度運用イメージ＞



4 物価水準の変動に伴うスライド

(1) スライド対象とする範囲

①事業費

事業費として積算したすべての経費

②施設費

施設費として積算した経費のうち、光熱水費及び燃料費を除く額

※光熱水費及び燃料費については、エネルギー価格高騰の影響や国の補助制度等により、今後の価格の動向が不透明なため、当面は精算を行うこととし、スライド対象には含めない。

③ 事業費・施設費に連動する管理雑費

①及び②に経費率 1.0% を乗じて算出する管理雑費

(2) 変動率の算出方法

①事業費

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

②施設費（光熱水費及び燃料費を除く）

$$\frac{\text{前年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}}{\text{指定管理料積算年度の企業向けサービス価格指数の総平均の指数}} - 1 = \text{変動率}$$

※いずれも小数点第4位を四捨五入

(3) スライド額の算出方法

＜事業費・施設費のスライド額＞ ※令和8年度の指定管理料の場合の例

$$\begin{aligned} \text{事業費のスライド額} &= \boxed{\text{事業費の積算額}} \times \boxed{\text{請負率}} \times \left(\frac{\text{前年度 (R7) の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \boxed{\text{事業費の積算額}} \times \boxed{\text{請負率}} \times 1.50\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{施設費のスライド額} &= \boxed{\text{施設費の積算額}} \times \boxed{\text{請負率}} \times \left(\frac{\text{前年度 (R7) の企業向けサービス価格指数}}{\text{指定管理料積算年度 (R6) の企業向けサービス価格指数}} - 1 \right) \\ &\quad - \boxed{\text{施設費の積算額}} \times \boxed{\text{請負率}} \times 1.50\% \end{aligned}$$

＜事業費・施設費に連動する管理雑費のスライド額＞

$$\text{管理雑費のスライド額} = \left(\boxed{\text{事業費のスライド額}} + \boxed{\text{施設費のスライド額}} \right) \times \boxed{1.0\% \text{ (経費率)}}$$

5 制度運用スケジュール

		静岡市	指定管理者
指定期間 開始前	募集実施時	・スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集	
	年度協定締結時	・スライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結	
指定期間 中	計算を行 う年 度	9～10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の変動率等を指定管理者に通知 ・上記通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知 ・スライド額が生じる場合は翌年度の予算要求額に反映
	2年 目以 降	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・スライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結
		随時	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等の機会に賃上げ等の実施状況を確認 ・年度終了後、反映状況に関する報告書を市へ提出

(1) 指定期間開始前

- ① 指定管理者の募集時、スライド制度に関する事項と、各経費の積算額を仕様書へ明記した上で、指定管理者を募集する。
- ② 年度協定締結時、市（施設所管課）と指定管理者でスライド制度の概要やスライド額の算出方法等を確認した上で、年度協定を締結する。

(2) 指定期間中

① 計算を行う年度

- ア 市（社会共有資産利活用推進課及び財政課）は、賃金水準及び物価水準の変動を算定する各指標の公表時期に合わせて各指標の変動率等を算出し、施設所管課を通して指定管理者に通知する。
- イ 市（施設所管課）は、上記アの通知を基に翌年度のスライド額を算出し、指定管理者に通知する。スライド額が生じる場合は、翌年度の指定管理料の予算要求額に反映する。
- ウ 指定管理者は、上記ア及びイの通知を参考に、翌年度の賃上げ実施等を検討する。

② 指定期間2年目以降

- ア 算出したスライド額を当該年度の指定管理料に反映した上で、年度協定を締結する。
- イ 指定管理者は、年度終了後、事業報告書とともに「指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書（様式）」を市（施設所管課）へ提出する。
- ウ 市（施設所管課）は、モニタリング実施時や事業報告（年度報告）の確認を行う際に、賃金水準の変動に伴う人件費の対応状況について確認を行う。

6 その他の取扱い

（1）指定期間開始が4月1日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始が4月1日以外の施設について、翌年度の見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は、翌年度の指定管理料から見直し計算の対象とする。

（2）PFI法に基づく指定管理施設

PFI法に基づく指定管理施設については、個別の事業契約に基づき物価調整を行うため、本制度は適用しない。

(様式)

指定管理料スライド額の反映状況に関する報告書

年 月 日

賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況について、下記のとおり報告します。

1 基本情報

施設名	
指定期間	年 月 日～ 年 月 日 (指定期間 年目)
指定管理者名	

2 賃金水準の変動に伴うスライド額の反映状況

①職員の人工費に反映した

具体的な反映内容

②職員の人工費に反映していない

反映していない理由

3 その他

その他、賃金水準の変動に伴う賃上げ等の検討状況や自由意見